

浜松市美術館等使用料の減免基準

(趣旨)

第1条 この基準は、浜松市美術館条例第12条の規定に基づき、美術館利用者負担の公平をはかるための減免措置について定める。

(減免の対象)

第2条 利用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合において、会場の準備あるいは片付けのため実質的に入場者がいない利用時間区分の施設使用料を減免の対象とする。

(減免の額)

第3条 第2条第1項の減免対象となる利用時間区分の施設利用料のうち、割増額に相当する額を減免額とする。

(適用)

第4条 この基準は昭和59年9月1日以後の利用申込から適用する。

附則

この基準は、平成15年4月1日より施行する。

附則

この基準は、平成17年7月1日より施行する。

附則

この基準は、平成21年4月1日より施行する。